

令和5年2月18日

関東小林会会則

(名称及び設置)

第1条 本会の名称は関東小林会とする。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦ならびに本会の活動を通じて小林市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の管理
- (2) 総会及び懇親会の開催
- (3) 小林市の情報等の提供
- (4) 文化活動・スポーツ活動・広報活動
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は小林市及び周辺エリア出身者及びこれに準ずる者で関東地区在住者（静岡県東部以北）とする。

(役員)

第5条 本会の役員を次の通り定め、任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

1. 顧問 若干名
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名
4. 会計監事 1～2名
5. 幹事 数名以上
6. 実行委員 若干名（内1名を実行委員長とする）
7. 事務局 若干名

第6条

1. 会長・副会長・会計監事は総会において選任する。
2. 幹事・実行委員は会長が指名し総会で報告する。

第7条

1. 会長は本会を代表し、会長不在の場合は副会長がその職務を代行する。
2. 幹事は会長の命により業務全般を遂行する。
3. 会計監事は本会の会計監査を行う。

(事務局)

第8条

1. 本会の会務運営の円滑化を図るため事務局を設ける。
2. 事務局長は会長が任命し、会長の命を受けて会務を担当する。

(会議)

第9条

1. 本会の会議は次の通りとする。
(1) 総会 (2) 臨時総会 (3) 幹事会 (4) 実行委員会
2. 総会は毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて召集する。

(会計)

第10条

1. 本会の経費は維持会費、その他の収入をもって賄う。
2. 本会の会計は事務局で行う。
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(維持会費)

第11条 維持会費は1名(1家族)につき2,000円/年とする。

(会員の動静の把握)

第12条 会員の動静に関しては会員相互で把握し、その移動についてはすみやかに事務局へ連絡する。

(その他)

第13条 会則の改正は幹事会で起案し、総会で決議することとする。
軽微な修正などは幹事会で決議することとする。

第14条 この会則に定めのない事項については、会長が定めるものとする。

第15条 本会の事務局は「東京都港区赤坂4-8-8 ライフメイト株式会社内」に置く。

(付則)

1. この会則は、平成5年2月25日より施行する。
2. 第5条第3項の改正に伴い、平成7年2月18日に改正施行する。
3. 関東小林会の組織運営の変更に伴い、平成22年2月13日に改正し施行する。(第5条/第6条/第11条の改正)
4. 関東小林会の組織運営の変更に伴い、平成24年2月18日に改正し施行する。(第5条/第6条の改正)
5. 事務局の異動により平成26年9月1日より第15条を変更し施行する。
6. 会長・顧問の任期は4期8年を限度とし、平成27年2月14日から施行する。
7. 監査役の呼称変更(会計監事)に伴い、令和5年2月18日に改正し施行する。